

■ 保険料の納付要件

初診日の前日において、初診日がある月の2カ月前までの被保険者期間で、国民年金の保険料納付済期間（厚生年金保険の被保険者期間、共済組合の組合員期間を含む）と保険料免除期間をあわせた期間が3分の2以上あること。

【例1】

平成30年												(平成31年) 令和元年					
5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	4	5	6	7	8	9	
納付	納付	納付	納付	未納	未納	未納	免除	免除	免除	納付	納付	納付	納付	納付	未納	未納	
← 納付済期間 (4カ月)				← 未納期間 (3カ月)			← 免除期間 (3カ月)			← 納付済期間 (5カ月)							
← 被保険者期間 (15カ月)																	

<解説>

被保険者期間は、20歳から初診日がある月の2カ月前（令和元年7月）までの15カ月です。このうち、保険料納付済期間および保険料免除期間は12カ月です。上記の例では、保険料納付済期間および保険料免除期間が3分の2以上（10カ月以上）あるので納付要件は満たしています。

保険料の納付要件の特例

次のすべての条件に該当する場合は、納付要件を満たします。

- ・ 初診日が令和8年4月1日以前にあること
- ・ 初診日において65歳未満であること
- ・ 初診日の前日において、初診日がある2カ月前までの直近1年間に保険料の未納期間がないこと

【例2】

平成30年												(平成31年) 令和元年								
1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	4	5	6	7	8	9
未納	未納	未納	未納	未納	未納	未納	納付	納付	納付	免除	免除	免除	免除	納付	納付	納付	納付	納付	未納	未納
← 直近1年間の期間 → → 保険料の未納期間がない																				

<解説>

初診日がある月の2カ月前までの直近1年間（平成30年8月から令和元年7月まで）に保険料の未納期間がないので納付要件は満たしています。

* 初診日が平成3年5月1日以前の場合は、納付要件が異なります。年金事務所にご相談ください。